

## 令和7年度(令和6年分)

### 市県民税申告日程について【霧島地区】

#### 【申告期間】

令和7年2月17日(月)～令和7年3月17日(月)

(土日祝を除く)

※ 自治会ごとの割り振りはありません。

※ 霧島市役所本庁舎(国分会場)では、3月9日(日)に休日申告日を設けています。

#### 【受付時間】

(午前) 9:00～11:30 (午後) 1:00～4:00

#### 【申告会場】

霧島総合支所 3階 302会議室

※ 選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

#### 《霧島地区日程表》

月	日	曜日	受付
2月	17	月	○
	18	火	○
	19	水	○
	20	木	○
	21	金	○
	22	土	△
	23	日	△
	24	月	△
	25	火	○
	26	水	○
	27	木	○
28	金	○	

月	日	曜日	受付
3月	1	土	△
	2	日	△
	3	月	○
	4	火	○
	5	水	○
	6	木	○
	7	金	○
	8	土	△
	9	日	休日申告 (国分会場のみ)
	10	月	○
	11	火	○
	12	水	○
	13	木	○
	14	金	○
	15	土	△
	16	日	△
	17	月	○

◎ 申告期間の開始当初や終了間近は混雑が予想されます。

来場者が多いと待ち時間が長くなりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

◎ 収支計算書や明細書を作成してからご来場ください。

- ・ 農業のある方は、「簡易農業所得収支計算書」をあらかじめ作成してお越してください。
- ・ 医療費の控除を受けたい方は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ作成してお越してください。
- ・ 経費や医療費の領収書を持参されても、職員は振り分けや計算、作成は行いませんので、必ず来場される前に済ませてお越してください。

◎ 無収入や障害年金などの非課税収入のみの方は、「市県民税簡易申告書」をお使いください。

- ・ 該当される方は、別紙「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。申告書の裏面をよく読んで、ご提出ください。
- ・ 基礎控除以外の控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、その他の控除)を受けたい場合は、確定申告または市県民税申告が必要です。

◎ 以下の方は加音ホールでの申告になります。

- ①住宅ローン控除の初年度の申告
- ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告
- ③先物取引に係る所得の申告
- ④配当所得の申告
- ⑤雑損控除の申告
- ⑥青色申告

※ ②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所会場でも申告ができる場合があります。

#### ■お問い合わせ先

霧島総合支所地域振興課

電話 45-5111 (内線5760・5761)

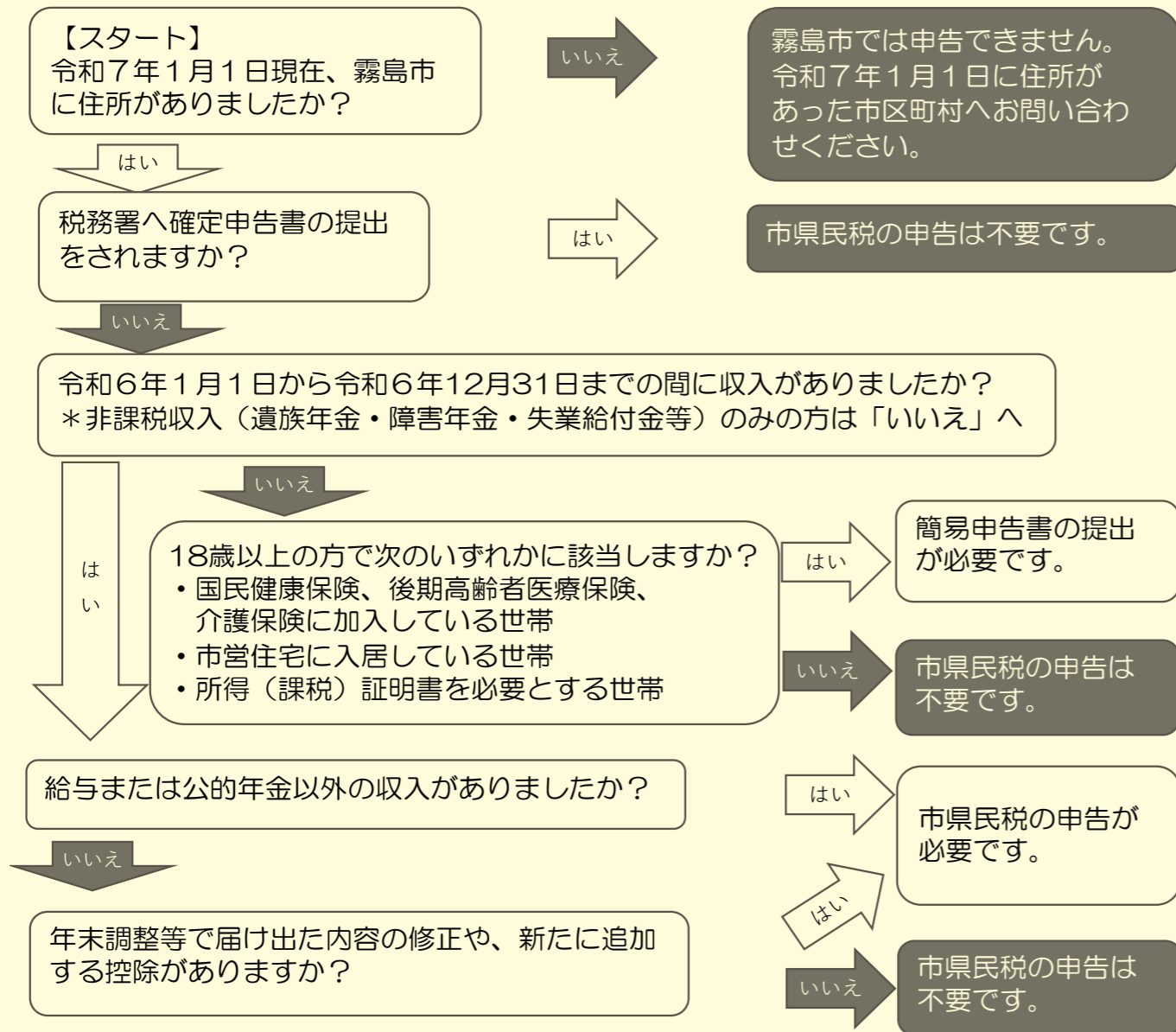
所得税や消費税の確定申告に関するご不明な点は、加治木税務署(☎62-2161)までお問い合わせください。

令和7年度  
(令和6年分)

## 市県民税申告のご案内

### ■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



### ★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

全戸配布をしている「申告日程表」は、ホームページや広報誌にも掲載していることから、来年度からは班回覧へと変更いたします。それに伴い、「市県民税簡易申告書」、「簡易農業所得収支計算書」、「医療費控除の明細書」も、来年度からは全戸配布を廃止いたします。必要な方は、今年度申告した際に来年度分を持ち帰るか、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口での受け取り、霧島市のホームページ内で検索、若しくは下記のQRコード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード  
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>  
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1  
霧島市役所 税務課 市民税グループ 宛  
ファックス：0995-64-0931  
メール：shinkoku@city-kirishima.jp

### ■申告に必要なものについて

#### ①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

#### ②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)。	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの。	

#### ③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための資料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

#### ④障害者控除を受けるための資料

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

#### ⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための資料

対象者に収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

#### ⑥医療費控除を受けるための資料

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」が必要です。

#### ⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための資料

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

#### ⑧申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる資料

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく  
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。